

平成27年度（2015年度）事業計画（案）

(1) 公共情報共有基盤事業（公共情報コモンズ）

【事業の概略】

公共情報共有基盤事業は、自治体、交通・ライフライン事業者といった情報発信者と放送事業者等の情報伝達者との間で災害情報などの公共情報を電子的に交換するための共有基盤を提供する事業である。当財団では、平成23年6月より同事業を「公共情報コモンズ」の名称で実用化し、サービスを提供している。

サービス開始から4年目を迎えている。

【これまでの取組】

これまでの間、公共情報コモンズは大きな障害等もなく円滑に運営されてきており、平成26年度には利用団体数が320(P)増加して累計で820(P)に達し、2,500(P)件以上の避難情報が流通した。情報発信・伝達のレベルアップのための取組として、多様なサービス利用者が参加した合同訓練(平成26年6月)や、開発事業者向けの技術セミナー(同年7月)、普及促進を目的としたシンポジウム(同年11月)などを当財団主催で実施した。

サービス利用者数と発信情報は増加。レベルアップに必要な活動を展開中

総務省では、平成26年3月から「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」を開催し、同年8月に公共情報コモンズの「普及加速化パッケージ」を含む報告書を取りまとめた。そこで推進方策として挙げられているのは、全国への早期普及、情報内容の拡充、使いやすさの向上、平時の体制強化等のほか、「Lアラート」という新名称の導入である。

Lアラートの利用促進と公的位置付けを高めるべく、2014年に総務省が研究会を開催

1

平成27年度（2015年度）事業計画（案）

【現状と今後の方向性】

平成27年3月末現在、公共情報コモンズへの参加済みの都道府県47(P)のうち、本番運用として避難情報を発信しているものは25(P)にとどまる。平成27年度において当財団は、総務省との連携施策を通じ、全都道府県に加えてライフライン事業者の利用の拡大を目指す。また、前年度に引き続き、サービスの一層の安定的かつ円滑な提供に向けた設備及び運用体制の強化を図るとともに、情報発信者である地方自治体からの要望に対応し、サービスの拡充をその必要性を十分に勘案の上で実施していくこととする。

情報発信者の拡大とサービス拡充の継続的な実施が必要

なお、公共情報コモンズの普及推進については、平成26年6月に公表された国土強靱化基本計画、世界最先端IT国家創造宣言工程表等の政府決定に明記された。さらに、平成27年1月公表の改正・土砂災害防止対策基本指針においてLアラートの活用が言及されるなど、公共情報共有基盤事業の社会的公器としての位置付けが高まっていることにかんがみ、これまで以上にその持続可能性に留意しつつ、所要の体制整備に注力していく。

Lアラートは、災害情報等の共有化の社会インフラになりつつあり、持続可能な体制整備が必要

2